

第 25 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株主総会参考書類

- ①オプテックスグループ株式会社の定款
- ②オプテックスグループ株式会社の最終事業年度（平成 29 年 12 月期）に係る計算書類等

シーシーエス株式会社

オプテックスグループ株式会社の定款

定 款

オプテックスグループ株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、オプテックスグループ株式会社と称し、英文では OPTEX GROUP Company, Limited と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 各種センサおよび同装置に関する各種システムの開発、設計、製造、販売およびリース
- (2) 各種制御用機器、計測用機器および通信用機器ならびに同装置に関する各種システムの開発、設計、製造、販売およびリース
- (3) ソフトウェアの開発、販売およびリースならびにコンピュータを利用した情報提供サービス
- (4) 電気工事、電気通信工事および機械器具設置工事の調査、設計、施工および監理ならびにそれらの請負
- (5) 前各号に関連する工業所有権、ノウハウ、その他の無体財産権の売買、仲介および利用
- (6) 不動産の賃貸および管理
- (7) 有価証券の保有および他会社への投資
- (8) スポーツクラブの運営
- (9) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を滋賀県大津市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第34条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上

【改定】 2017年 1月 1日

オプテックスグループ株式会社の最終事業年度（平成29年12月期）に係る計算書類等

事 業 報 告
（平成29年1月1日から）
（平成29年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済情勢は、政府による大規模な金融緩和をはじめとする各種経済対策の効果もあり、企業収益や雇用情勢の改善が続くななど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外におきましては、米国における不安定な政治動向や東アジアでの地政学的リスクの高まり、また、新興国等の景気減速懸念の影響等により、全般的に不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、組織再編を行い平成29年1月1日より持株会社体制へ移行いたしました。この新しいグループ体制において、「ベンチャースピリット溢れる企業集団を目指す。」を企業理念に掲げ、第2創業期のスタートと位置づけ、各事業会社が事業に専念できる組織環境を整え、グループとしての一体感を醸成することで新たなグループシナジーを創出することに努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、前連結会計年度より当社グループに加わったシーシーエス株式会社が好調に推移したことやF A事業の伸長等により、売上高は375億4百万円と前年度に比べ20.9%の増収となりました。利益面につきましても、売上高の伸びに比して販売費及び一般管理費の抑制を図ったため、営業利益は48億85百万円（前年度比62.0%増）、経常利益は50億36百万円（前年度比63.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は33億86百万円（前年度比87.2%増）となりました。

当連結会計年度における事業セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、平成29年1月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、当連結会計年度より報告セグメントを従来の「センシング事業」「F A事業」「マシンビジョン照明事業」「生産受託事業」の4区分から、「S S事業」「F A事業」「MVL事業」の3区分に変更しております。以下の前年度比較については、前年度の数値を変更後のセグメント区分に組み換えた数値で比較しております。

【S S事業】

当社グループの主力事業であるS S事業は、売上高210億91百万円（前年度比6.6%増）、営業利益29億52百万円（前年度比31.6%増）となりました。

防犯関連につきましては、売上高139億41百万円（前年度比10.0%増）となりました。国内におきましては、大型重要施設向けの販売が順調に推移した結果、前年実績を上回りました。一方海外におきましても、米州、欧州及びアジアの全地域において販売が順調に推移した結果、前年実績を上回りました。

自動ドア関連につきましては、海外向けの販売は前年並みで推移したものの、国内向けの販売が前年実績を上回った結果、売上高は42億36百万円（前年度比2.4%増）となりました。

【F A事業】

F A事業は、国内におきましては、半導体、二次電池、フラットパネルディスプレイ向けに加え、電子部品業界向けにも販売が順調に推移いたしました。また、海外におきましても、欧州及び中国向けの販売が順調に推移し前年実績を大幅に上回りました。この結果、売上高は73億14百万円（前年度比19.0%増）、営業利益は9億10百万円（前年度比74.2%増）となりました。

【MVL事業】

MVL事業は、国内におきましては、レンズ・カメラなどの周辺商材を含めたソリューションの拡充と提案力の強化が功を奏し、売上高は拡大いたしました。海外におきましては、欧州では大型顧客向けの販売が好調に推移し、またアジアではマレーシアなどの新興国での販売が順調に拡大いたしました。この結果、売上高は90億21百万円、営業利益は11億11百万円となりました。

事業セグメント別の売上高状況

事業セグメント区分	第 38 期		第 39 期		前年度比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
S S 事 業	百万円 19,777	% 63.7	百万円 21,091	% 56.2	百万円 1,313	% 6.6
	防 犯 関 連	12,674	40.8	13,941	37.2	1,267
	自 動 ド ア 関 連	4,136	13.3	4,236	11.3	100
	そ の 他	2,966	9.6	2,913	7.7	△53
F A 事 業	6,149	19.8	7,314	19.5	1,165	19.0
M V L 事 業	5,023	16.2	9,021	24.1	3,998	79.6
そ の 他	77	0.3	76	0.2	△1	△1.9
合 計	31,027	100.0	37,504	100.0	6,476	20.9

(注) 当連結会計年度より報告セグメントの区分及び名称を変更しております。なお、前年度比較については、前年度の数値を変更後のセグメント区分に組み換えた数値で比較しております。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度における設備投資の総額は8億18百万円であります。

その主なものは、子会社における新製品開発、製造のための金型取得及び生産関連設備、システム関連並びに土地の取得等であります。

(3) **資金調達の状況**

当社子会社であるシーシーエス株式会社におきまして、運転資金等の必要資金を金融機関からの借入金により調達しております。

(4) 重要な企業再編等の状況

- ① 平成29年1月1日付で当社を分割会社として、当社が営むグループ経営管理事業を除く一切の事業を当社の100%子会社であるオプテックス新事業準備株式会社に承継させる吸収分割を行い、同日をもって持株会社体制に移行いたしました。
なお、持株会社体制への移行に伴い、平成29年1月1日付で当社は「オプテックスグループ株式会社」に、オプテックス新事業準備株式会社は「オプテックス株式会社」にそれぞれ商号を変更しております。
- ② 平成29年1月1日付で当社を株式交換完全親会社、オプテックス・エフエ一株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第36期 平成26年度	第37期 平成27年度	第38期 平成28年度	第39期 平成29年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	25,678	27,793	31,027	37,504
営業利益(百万円)	2,558	3,161	3,015	4,885
経常利益(百万円)	3,043	3,222	3,086	5,036
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,897	2,051	1,809	3,386
1株当たり当期純利益	114円68銭	123円96銭	109円33銭	195円25銭
総資産(百万円)	30,196	30,861	37,681	41,569
純資産(百万円)	24,412	25,603	28,654	32,006
1株当たり純資産額	1,385円78銭	1,455円28銭	1,480円66銭	1,680円79銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、「ベンチャースピリット溢れる企業集団を目指す。」を企業理念とし、自らの行動を革新し、新しい事業創出に挑戦することで、世の中の発展に貢献することを経営の基本方針としております。

「安全で安心な社会」、「快適で効率の良い社会」の実現に向けた世の中のニーズは、昨今の社会情勢の中で、より強い要求となっております。社会的に求められるこれらのニーズに対して、独自の発想と確かな技術力で応え、グループ全体で大胆に未来を描きながら、スピード感を持って事業を推進してまいります。

次年度の重点施策としましては、「グループシナジーを通じ、各事業会社の基幹事業を強化」、「全体最適視点で経営資源を有効活用し、グループ全体の成長を推進」、そして「グループにおける共感と相互信頼に基づく連携と協調」の3点を強力に推し進め、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

① 「グループシナジーを通じ、各事業会社の基幹事業を強化」

各事業会社を横断したプロジェクト等を積極的に推進し、グループシナジーによる効果を高め、基幹事業の更なる成長を図ってまいります。

② 「全体最適視点で経営資源を有効活用し、グループ全体の成長を推進」

グループ視点で「資金・人材・ファシリティ」の有効活用を推進します。また業務の効率化により従業員一人当たりの生産性を高めながら、各事業会社と戦略を共有し、連携してM&Aや企業提携を積極的に行ってまいります。

③ 「グループにおける共感と相互信頼に基づく連携と協調」

全グループ会社に対して経営戦略を浸透させ、相互の信頼関係を構築し、グループ総合力の向上を図ってまいります。

以上のように、直面する課題に対して積極果敢に挑戦することにより、企業価値をさらに高め、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に沿える企業集団として、一層の発展を図ってまいります。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
オプテックス株式会社	350百万円	100.0%	防犯・自動ドア等各種センサ及び同装置に関する各種システムの開発・製造・販売
オプテックス・エフエー株式会社	385百万円	100.0%	ファクトリーオートメーション用光電センサ関連機器及び装置の開発・製造・販売
シーシーエス株式会社	462百万円	63.5%	画像処理用LED照明装置及び制御装置の開発・製造・販売
OPTEX INCORPORATED	4,000千US\$	100.0% (100.0%)	北・中・南米地域における防犯用製品及び自動ドア用製品の販売
OPTEX(EUROPE)LTD.	2,200千STG £	100.0% (100.0%)	ヨーロッパ・アフリカ・中近東地域における防犯用製品の販売
OPTEX (DONGGUAN)CO.,LTD.	6,500千US\$	100.0% (100.0%)	当社製品等の製造及び中国国内における防犯用製品の販売

- (注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社6社を含む28社であります。
 2. 議決権比率の()内は、間接所有比率で内数であります。
 3. 当社は、平成29年1月1日付で当社を株式交換完全親会社、オプテックス・エフエー株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、同社を当社の完全子会社といたしました。
 4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	オプテックス株式会社
特定完全子会社の住所	滋賀県大津市雄琴5-8-12
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	10,235百万円
当社の総資産額	23,112百万円

(8) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社グループは、赤外線などを利用した検知センサを中心に、防犯用製品・自動ドア用製品・産業機器用製品・LED照明関連製品等の開発・製造・販売を行っております。
主な事業セグメント区分別の主要製品及びサービスは次のとおりであります。

事業セグメント区分	主要な製品及びサービス内容
S S 事 業	
防 犯 関 連	機械警備用侵入検知センサ ワイヤレスセンサシステム 光ファイバー侵入検知システム 監視カメラ用補助照明 センサライト 屋外用LED照明・調光システム
自 動 ド ア 関 連	自動ドア開閉センサ（壁面・天井センサ、ワイヤレスタッチセンサ）
そ の 他	EMS（電子機器製造受託） 濁度・水質分析センサ 車両検知センサ 客数情報システム 電子部品の開発受託
F A 事 業	ファクトリーオートメーション用各種センサ（光電センサ、変位センサ、画像センサ）
M V L 事 業	画像処理用LED照明装置 LEDデバイス、UV照射器向けLED照明装置
そ の 他	会員制スポーツクラブの運営

(注) 当連結会計年度より事業セグメントの区分及び名称を変更しております。

(9) 主要な営業所等 (平成29年12月31日現在)

名 称	所 在 地	
当 社	本 社	滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号 (本社事務所 滋賀県大津市雄琴五丁目8番12号)
オプテックス株式会社	本 社	滋賀県大津市
オプテックス・エフエー株式会社	本 社	京都市下京区
シーシーエス株式会社	本 社	京都市上京区
OPTEX INCORPORATED	本 社	米国 カリフォルニア州
OPTEX(EUROPE)LTD.	本 社	英国 バークシャー州
OPTEX (DONGGUAN)CO.,LTD.	本 社	中国 広東省東莞市

(10) 従業員の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント区分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
S S 事 業	1,064名	44名減
F A 事 業	187名	4名増
M V L 事 業	307名	37名減
そ の 他	5名	—
全 社 (共 通)	22名	22名増
合 計	1,585名	55名減

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数222名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。
 2. 前連結会計年度末比増減は、事業セグメント区分の変更に伴い、前連結会計年度の数値を変更後の事業セグメント区分に組み換えた数値で比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
22名	262名減	45.3歳	18.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者2名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ262名減少しておりますが、これは平成29年1月1日付で会社分割により持株会社体制へ移行したことによるものであります。

(11) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	309百万円
株式会社京都銀行	300百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	255百万円
株式会社みずほ銀行	179百万円

(注) 上記金額には、子会社における社債の未償還残高を含めております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社及び連結子会社であるシーシーエス株式会社は、平成30年2月14日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、シーシーエス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、シーシーエス株式会社においては、平成30年3月23日開催予定のシーシーエス株式会社の定時株主総会における承認を受けた上で、平成30年7月1日を効力発生日として株式交換を行う予定であります。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,484,732株（自己株式 123,338株を含む）
- (3) 株主数 5,714名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,232千株	7.09
小林徹	995	5.73
有本達也	953	5.49
日本トラステイ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	720	4.15
栗田克俊	459	2.64
第一生命保険株式会社	396	2.28
BH/ROBO-STOXTM GLOBAL ROBOTICS AND AUTOMATION INDEX ETF	352	2.03
THE BANK OF NEW YORK 133524	350	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	342	1.97
GOVERNMENT OF NORWAY	335	1.93

（注）持株比率は自己株式（123,338株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年12月31日現在）

名 称	第 1 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酉 型)	第 2 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酉 型)
発 行 決 議 の 日	平成29年1月16日	平成29年3月25日
保 有 人 数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 4名
新 株 予 約 権 の 数	110個	84個
新株予約権の目的である 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 11,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 8,400株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	平成29年2月1日から 平成59年1月31日まで	平成29年4月18日から 平成59年4月17日まで
新株予約権の行使条件	(注)	(注)

(注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。

2. その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称	第 1 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酉 型)	第 2 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酉 型)
発 行 決 議 の 日	平成29年1月16日	平成29年3月25日
交 付 人 数	子会社取締役 2名	子会社取締役 6名
新 株 予 約 権 の 数	36個	53個
新株予約権の目的である 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 3,600株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 5,300株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	平成29年2月1日から 平成59年1月31日まで	平成29年4月18日から 平成59年4月17日まで
新株予約権の行使条件	(注)	(注)

- (注) 1. 新株予約権者は、当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
 2. その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (平成29年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	小林 徹	
代表取締役社長兼COO	小國 勇	オプテックス・エフエー株式会社代表取締役社長 シーシーエス株式会社取締役
専務取締役兼 CFO	東 晃	
取締役	上村 透	オプテックス株式会社代表取締役社長
取締役	大西 浩之	シーシーエス株式会社代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	黒田 由紀男	
取締役 (監査等委員)	桑野 幸徳	大和ハウス工業株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	尾迫 勉	
取締役 (監査等委員)	見座 宏	シーシーエス株式会社取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 桑野幸徳、尾迫 勉及び見座 宏の3氏は、社外取締役であります。
 2. 見座 宏氏は、他の企業における経理業務経験を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、黒田由紀男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 4. 当社は、取締役(監査等委員) 桑野幸徳、尾迫 勉及び見座 宏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く）	4名	93,009千円
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	4名 (3名)	31,870千円 (17,820千円)
合 計 (うち社外取締役)	8名 (3名)	124,879千円 (17,820千円)

- (注) 1. 当事業年度の末日現在の取締役（監査等委員を除く）は5名、取締役（監査等委員）は4名（うち社外取締役3名）であります。上記の取締役（監査等委員を除く）の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名を除いています。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月7日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、平成29年3月25日開催の第38回定時株主総会において、上記の報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式付与のための報酬額（社外取締役及び監査等委員を除く）として年額25,000千円以内と決議いただいております。
- また別枠で、平成28年9月30日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額（社外取締役及び監査等委員を除く）として年額50,000千円以内と決議いただいております
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月7日開催の臨時株主総会において年額43,000千円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度に係るストック・オプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額14,804千円（取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）4名）及び譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額2,575千円（取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）3名）を含めております。
5. 社外取締役1名が当事業年度中に当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は2,400千円であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）黒田由紀男、桑野幸徳、尾迫 勉及び見座 宏の4氏と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	桑野幸徳	大和ハウス工業株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	見座宏	シーシーエス株式会社取締役(監査等委員)

(注) 1. 取締役(監査等委員) 見座宏氏の兼職先であるシーシーエス株式会社は、当社が同社の株式63.5%を直接保有する子会社であります。
2. その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	桑野幸徳	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に企業経営などの分野における豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した観点から取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	尾迫勉	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、業務上の豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	見座宏	平成29年3月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。業務上の豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議(7回)を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、OPTEX INCORPORATED、OPTEX (EUROPE) LTD.及びOPTEX (DONGGUAN) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
- ② 当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
- ③ 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動並びに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、「オペックスグループ行動規範」を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
- ④ 当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。当社は、主要子会社におけるリスク管理状況のモニタリングを行うものとする。
- ② 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、当社取締役が主要子会社の代表取締役を兼務する体制のもと、効率的な業務執行を行うものとする。
- ② 当社は、グループ企業全体の意思決定の迅速化、適正化を図るため、「持株会社グループガバナンス規程」により権限や責任を明確にするとともに、子会社における重要事項については、当社取締役会において審議を行うこととする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ企業全てに適用する行動指針として「オブテックスグループ行動規範」を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践する。
- ② 当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項の当社への報告を義務付ける。

(6) 当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用者を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役に対して報告を求めるができるものとする。
- ② 当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報したことによる不利益な扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。

(8) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
- ② 当社及び主要子会社の監査等委員及び監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。
- ③ 当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密にする。
- ④ 当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社グループは、各社使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修等を通じての周知徹底に努めております。また、法令及び社内規程等への遵守状況について、各取締役より取締役会に対し適切に報告がなされ、適正に対応しております。

グループコンプライアンス推進委員会においては、内部通報制度の実効性を上げるため、関連規程や通報窓口担当者の見直しを行い、当社グループ各社に向け、制度の定義や仕組みの周知を行っております。

② リスク管理体制

当社グループ企業は各社におけるリスク内容を「リスクマップ」にまとめ、適切に管理するとともに、その管理状況をグループコンプライアンス推進委員会に報告し、グループコンプライアンス推進委員会は各グループ企業のリスク管理状況を確認し、当社取締役会に報告しております。

③ 監査等委員会の職務執行に関する体制

当社は、常勤の監査等委員1名と社外取締役3名による合計4名で構成されており、監査等委員会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役の業務執行を監視しております。

また、当社の内部監査部門と連携を図ること並びにグループ監査役会を開催すること等により監査効率の向上に努めております。さらに、監査等委員会は、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性を高めております。

④ 内部監査

当社の内部監査部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき当社並びに当社グループ各事業会社の内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	29,004	流動負債	6,520
現金及び預金	12,293	支払手形及び買掛金	1,851
受取手形及び売掛金	8,290	短期借入金	683
有価証券	252	1年内返済予定の長期借入金	101
商品及び製品	3,516	未 払 金	1,255
仕掛品	407	未 払 法 人 税 等	1,219
原材料及び貯蔵品	2,040	繰延税金負債	33
未収還付法人税等	268	賞与引当金	597
繰延税金資産	727	役員賞与引当金	3
その他の	1,237	そ の 他	774
貸倒引当金	△30	固定負債	3,042
		長期借入金	59
固定資産	12,564	繰延税金負債	1,031
有形固定資産	4,340	土地再評価に係る繰延税金負債	22
建物及び構築物	1,284	退職給付に係る負債	1,150
機械装置及び運搬具	281	役員退職慰労引当金	128
工具器具及び備品	645	そ の 他	649
土 地	2,083	負債合計	9,562
建設仮勘定	45	純資産の部	
無形固定資産	3,970	株主資本	28,330
特許権	701	資本金	2,798
商標権	742	資本剰余金	4,835
顧客関係資産	1,258	利益剰余金	20,871
のれん	778	自己株式	△173
その他の	489	その他の包括利益累計額	825
投資その他の資産	4,253	その他有価証券評価差額金	389
投資有価証券	3,081	土地再評価差額金	△5
長期貸付金	119	為替換算調整勘定	478
繰延税金資産	506	退職給付に係る調整累計額	△37
その他の	594	新株予約権	61
貸倒引当金	△47	非支配株主持分	2,788
資産合計	41,569	純資産合計	32,006
		負債及び純資産合計	41,569

連結損益計算書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 売	上 原 高 価 利 益		37,504
	上 総 利 益		16,600
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			20,904
營 営 業 利 益			16,018
業 外 収 益			4,885
受 受 取 利 息 金 益		45	
投 投 取 利 息 金 益		58	
資 資 有 働 証 券 利 息 金 益		5	
投 資 事 業 組 合 却 用		17	
受 受 取 賃 貸 戻 利 益		21	
保 保 険 戻 利 益		15	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		88	
そ の の の		44	
業 外 費 用			297
支 売 上 払 利 息 引 損		12	
壳 为 賃 貸 上 替 利 割 損 用		24	
壳 为 賃 貸 替 貸 差 費 損 用		53	
壳 为 賃 貸 訟 和 解 金 他 益		12	
壳 为 賃 貸 訟 和 解 金 他 益		30	
壳 为 賃 貸 訟 和 解 金 他 益		13	
業 常 利 益			146
特 别 利 益			5,036
固 定 資 産 売 却 損 益		4	
特 别 損 失			4
固 定 資 産 除 売 却 損 益		7	
関 係 会 社 整 理 損 益		13	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 損 益		47	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			68
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 領 益			4,972
法 人 税 等 調 整		1,565	
当 期 純 利 益		△315	
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,249
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			3,722
			335
			3,386

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,798	3,667	18,337	△543	24,260
当 期 変 動 額					
株式交換による増加		1,156			1,156
剰 余 金 の 配 当			△848		△848
親会社株主に帰属する当期純利益			3,386		3,386
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分	11			382	393
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△4	△4
連結範囲の変動			△5		△5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	1,167	2,533	369	4,070
当 期 末 残 高	2,798	4,835	20,871	△173	28,330

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 予 約 株 權	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他の有価証券評価差額金	土地再評価金	為替換算調整勘定	退職給付に係るその他の包括利益累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	148	△5	134	△33	243	37	4,113	28,654
当 期 変 動 額								
株式交換による増加							1,156	
剰 余 金 の 配 当							△848	
親会社株主に帰属する当期純利益							3,386	
自己株式の取得							△9	
自己株式の処分							393	
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							△4	
連結範囲の変動							△5	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	241		343	△3	581	24	△1,325	△719
当 期 変 動 額 合 計	241	—	343	△3	581	24	△1,325	3,351
当 期 末 残 高	389	△5	478	△37	825	61	2,788	32,006

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 28社
- ・主要な連結子会社の名称
オプテックス株式会社、オプテックス・エフエー株式会社、シーシーエス株式会社、
OPTEX INCORPORATED、OPTEX(EUROPE)LTD.、OPTEX(DONGGUAN)CO.,LTD.

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 GARDASOFT LLC
- ・連結の範囲から除いた理由
売上高・当期純利益・総資産・利益剰余金等に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・関連会社の名称 ジックオプテックス株式会社、オフロム株式会社

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・持分法非適用関連会社の数 1社
- ・持分法非適用関連会社の名称 株式会社イー・ルミネックス
- ・持分法を適用しない理由
当期純利益・利益剰余金等に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OPTEX PINNACLE INDIA PRIVATE LIMITED及びCCS-ELUX LIGHTING ENGINEERING PVT.LTD.の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…………連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………移動平均法による原価法

たな卸資産

商品及び製品、

仕掛け品、原材料…………主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品…………最終仕入原価法

デリバティブ…………時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産…………当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については主として定額法によっております。

無形固定資産…………定額法によっております。

（リース資産を除く）…………なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にわたる定額法によっております。

リース資産…………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…………債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として連結会社間の債権債務を相殺消去した後の金額を基礎として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金…………一部の国内連結子会社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、規定に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、当社及び一部の連結子会社では簡便法を採用しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。また、金額が僅少な場合は、当該勘定が生じた年度の損益としております。

(6) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	7,992百万円
(2) 土地再評価法の適用	
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を土地再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年 法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。	
再評価を行った年月日	平成11年12月31日
当該事業用土地の再評価直前の帳簿価額	715百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	732百万円
なお、当該事業用土地の平成29年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を399百万円下回っております。	

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,984,596株	500,136株	一株	17,484,732株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加500,136株は、平成29年1月1日を効力発生とするオプテックス・エフエー株式会社との株式交換に伴う新株の発行による増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	435,160株	8,650株	306,038株	137,772株

- (注) 1. 自己株式の数の増加8,650株は、単元未満株式の買取りによる増加2,796株及び相互保有株式による増加5,854株であります。
 2. 自己株式の数の減少306,038株は、オプテックス・エフエー株式会社との株式交換に伴う代用自己株式の交付による減少300,000株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少6,038株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月25日 第38回定時株主総会	普通株式	413	25	平成28年12月31日	平成29年3月27日
平成29年8月4日 取締役会	普通株式	434	25	平成29年6月30日	平成29年9月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年3月24日 開催予定の第39回定時株主総会	普通株式	520	利益剰余金	30	平成29年12月31日	平成30年3月26日

(4) 当連結会計年度の末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 28,300株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資は主として安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、営業債権の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規定に従い、取引ごとに回収期日及び残高を管理することにより、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部は先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券である株式並びに債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。債券は取締役会の承認を受けた社内方針に従い、一定の格付以上の債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

借入金は主に運転資金及び設備投資資金であります。なお、一部の長期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップを利用し、金利の変動リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、取締役会の承認を受けた社内方針に従って行っており、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	12,293	12,293	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,290	8,290	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	50	51	1
その他有価証券	2,736	2,736	—
(4) 支払手形及び買掛金	(1,851)	(1,851)	—
(5) 短期借入金	(683)	(683)	—
(6) 未払法人税等	(1,219)	(1,219)	—
(7) 長期借入金 (*2)	(160)	(159)	(1)
(8) デリバティブ取引	(3)	(3)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めた残高合計を記載しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金並びに(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していると考えられるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理とされており、当該金利スワップと一緒に処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によるものであります。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒に処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
関係会社株式	320
非上場株式	114
投資事業有限責任組合出資証券	112

これらについては、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 貸借等不動産に関する注記

貸借等不動産に関する注記につきましては、重要性が乏しいため開示を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,680円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 195円25銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

1. 株式交換による連結子会社の完全子会社化

当社と当社の連結子会社であるシーシーエス株式会社（以下、「シーシーエス」といいます。）は、平成30年2月14日に開催された両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、シーシーエスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

(1) 本株式交換の目的

当社は、防犯用センサ関連事業と自動ドア用センサ関連事業に加え、ファクトリーオートメーション関連事業をグループの中核事業と位置付け、平成28年5月にシーシーエスを公開買付により連結子会社化いたしました。

当社グループでは、グループ全体の効率化を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、企業価値のさらなる向上のため、持株会社体制のもと経営資源の集中投下、機動的なグループ経営及び連携シナジーの極大化を目指しております。

本株式交換により、当社グループとして今後さらにファクトリーオートメーションにおける画像処理関連事業に注力するとともに、LEDに関する技術をグループ全体で活用し業績貢献していくに当たり、シーシーエス株主の皆様に引き続き当社グループの株主としてご支援いただくことで、企業価値のより一層の向上を図り、株主利益の最大化を目指してまいります。

(2) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結承認取締役会	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約締結	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約承認定時株主総会 (シーシーエス)	平成30年3月23日（金）（予定）
本株式交換の効力発生日	平成30年7月1日（日）（予定）

(3) 本株式交換の概要

① 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、シーシーエスを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換については、当社においては、会社法第796条第2項の規定に定める簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ないで、また、シーシーエスにおいては、平成30年3月23日開催予定の定時株主総会にて承認を受けた上で、平成30年7月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	シーシーエス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1.4
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.7
本株式交換により交付する株式数	普通株式：2,766,649株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

シーシーエスの普通株式1株に対して当社の普通株式1.4株を割当て交付いたします。ただし、当社が所有するシーシーエスの株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議・合意の上、変更する可能性があります。

2. 株式分割

上記割当比率及び当社が交付する普通株式数は、平成30年4月1日付をもって実施する株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

3. 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がシーシーエス株式（当社が保有するシーシーエス株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のシーシーエスの株主の皆様（当社を除きます。）に対し、その保有するシーシーエス株式に代わり、その保有するシーシーエス株式の数の合計に1.4を乗じた数の当社株式を交付します。なお、シーシーエスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するシーシーエスの取締役会決議により、シーシーエスが保有する自己株式及び基準時までにシーシーエスが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項の規定に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。

また、当社の交付する株式については、全て新たに発行する株式にて対応する予定です。なお、当社が交付する株式数は、シーシーエスの自己株式の消却等により、今後修正される可能性があります。

③ 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社及びシーシーエスは、本株式交換に用いられる上記②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は山田ビジネスコンサルティング株式会社を、シーシーエスは監査法人グラヴィタスを、それぞれの第

三者算定機関に選定いたしました。また、当社は西村あさひ法律事務所を、シーシーエスは弁護士法人淀屋橋・山上合同をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成30年2月14日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

④ 本株式交換の当事会社の概要（平成29年12月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	オプテックスグループ株式会社	シーシーエス株式会社
(2) 所在地	滋賀県大津市雄琴五丁目8番12号 (登記上の本店所在地: 滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号)	京都市上京区烏丸通下立売上ル 桜鶴円町374番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 小林 徹 代表取締役社長 兼COO 小國 勇	代表取締役社長 大西 浩之
(4) 事業内容	グループの経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務	・画像処理用LED照明装置及び制御装置の開発、製造、販売 ・顕微鏡光源用、植物育成用、医療用、美術館・博物館用、その他LED応用照明の開発、製造販売
(5) 資本金	2,798百万円	462百万円

④ 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

2. 株式分割

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げるにより、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

平成30年3月31日（土）を基準日（実質上、3月30日（金））として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	17,484,732株
② 今回の株式分割により増加する株式数	17,484,732株
③ 株式分割後の発行済株式総数	34,969,464株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	100,000,000株

(4) 分割日程

基準日公告日	平成30年3月15日（予定）
基準日	平成30年3月31日（予定）
効力発生日	平成30年4月1日（予定）

(5) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

① 1株当たり純資産額	840円40銭
② 1株当たり当期純利益	97円63銭

8. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(株式交換による連結子会社の完全子会社化)

当社と当社の連結子会社であるオプテックス・エフエー株式会社（以下、「オプテックス・エフエー」という。）は、平成28年8月3日に開催された両社の取締役会において、当社がオプテックス・エフエーを完全子会社化するための株式交換を行うことを決議し、平成29年1月1日付で株式交換を実施いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	オプテックス・エフエー
事業の内容	ファクトリーオートメーション用光電センサ関連機器・装置の開発、設計、製造、販売等

② 企業結合日

平成29年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、オプテックス・エフエーを株式交換完全子会社とする株式交換

④ 結合後企業の名称

結合後の企業名称の変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループ全体の効率性を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化することで、企業価値のさらなる向上を図る必要があると判断し、同時に実施した持株会社体制のもと、経営資源の集中投下、機動的なグループ経営及び連携シナジーの極大化を目指すことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 追加取得した子会社株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 当社普通株式 2,046百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	オプテックス・エフエー (株式交換完全子会社)
株式交換に係る交換比率	1	0.34

オプテックス・エフエーの普通株式1株に対して、当社普通株式0.34株を割当て交付いたしました。

ただし、当社が保有するオプテックス・エフエーの普通株式2,720,000株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。

② 株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、当社及びオプテックス・エフエーは、当社及びオプテックス・エフエーの双方から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はSMB C日興証券株式会社を、オプテックス・エフエーは株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティングを、第三者算定機関に選定いたしました。また、当社は森・濱田松本法律事務所を、オプテックス・エフエーは弁護士法人中央総合法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

当該第三者算定機関は、当社及びオプテックス・エフエーが金融商品取引所に上場しており、市場価格が存在することから市場株価法及び将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンティング・キャッシュ・フロー法をそれぞれ採用して株式交換比率の算定を行いました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及びリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成28年8月3日開催の両社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。

③ 交付株式数

当社普通株式 800,136株

(上記交付株式数のうち、当社が保有する自己株式を300,000株充当し、残数500,136株については、新たに普通株式を発行いたしました。)

(5) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

1,156百万円

(会社分割を用いた持株会社体制への移行)

当社は、平成28年8月3日開催の取締役会の決議及び平成28年9月30日開催の臨時株主総会における吸収分割契約の承認を受け、平成29年1月1日付で当社を吸収分割会社として、当社が営むグループ経営管理事業を除く一切の事業を当社の100%子会社であるオプテックス新事業準備株式会社に承継し、同日をもって持株会社体制に移行いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社	オプテックス株式会社 (平成29年1月1日付で「オプテックスグループ株式会社」に商号変更)
吸収分割承継会社	オプテックス新事業準備株式会社 (平成29年1月1日付で「オプテックス株式会社」に商号変更)
対象事業の内容	当社のグループ経営管理事業を除く一切の事業

② 企業結合日

平成29年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、当社100%子会社であるオプテックス新事業準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④ その他取引の概要に関する事項

当社グループ全体の効率性を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化することで、企業価値のさらなる向上を図る必要があると判断し、経営資源の集中投下、機動的なグループ経営及び連携シナジーの極大化を目指すことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,058	流動負債	778
現金及び預金	447	1年内返済予定の長期借入金	650
有価証券	252	未払金	58
貯蔵品	0	未払費用	10
前払費用	9	賞与引当金	13
未収入金	52	その他の	46
未収還付法人税等	268	固定負債	461
繰延税金資産	1	繰延税金負債	1
その他の	26	土地再評価に係る繰延税金負債	22
固定資産	22,053	退職給付引当金	50
有形固定資産	1,953	その他の	386
建物	787	負債合計	1,239
構築物	29	純資産の部	
機械装置	0	株主資本	21,461
工具器具備品	19	資本金	2,798
土地	1,115	資本剰余金	5,334
建設仮勘定	0	資本準備金	5,321
無形固定資産	158	その他資本剰余金	13
電話加入権	5	利益剰余金	13,488
ソフトウェア	153	利益準備金	370
投資その他の資産	19,941	その他利益剰余金	13,118
投資有価証券	2,526	別途積立金	7,200
関係会社株式	17,376	繰越利益剰余金	5,918
長期貸付金	30	自己株式	△159
破産債権等	31	評価・換算差額等	349
保険積立金	2	その他有価証券評価差額金	355
その他の	8	土地再評価差額金	△5
貸倒引当金	△33	新株予約権	61
資産合計	23,112	純資産合計	21,873
		負債及び純資産合計	23,112

損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,321
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		793
営 業 利 益		528
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
受 取 配 当 金	57	
受 取 賃 貸 料	18	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	17	
そ の 他	2	117
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
為 替 差 損	10	
賃 貸 費 用	12	
投 資 有 価 証 券 償 返 損	5	34
経 常 利 益		610
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		609
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	33	
法 人 税 等 調 整 額	△7	25
当 期 純 利 益		584

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位:百万円)

資本金	株 主 資 本							
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
	資 本 準 備 金	そ の 他 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 別 積 立 金	利 益 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,798	3,649	2	3,651	370	7,200	6,182	13,752
当 期 変 動 額								
株式交換による増加		1,671		1,671				
剩 余 金 の 配 当							△848	△848
当 期 純 利 益							584	584
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			11	11				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	1,671	11	1,682	—	—	△263	△263
当 期 末 残 高	2,798	5,321	13	5,334	370	7,200	5,918	13,488

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 金	評 価 ・ 換 算 差 額 金		
当 期 首 残 高	△533	19,669	131	△5	126	37	19,832
当 期 変 動 額							
株式交換による増加		1,671					1,671
剩 余 金 の 配 当		△848					△848
当 期 純 利 益		584					584
自 己 株 式 の 取 得	△9	△9					△9
自 己 株 式 の 処 分	382	393					393
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			223		223	24	247
当 期 変 動 額 合 計	373	1,792	223	—	223	24	2,040
当 期 末 残 高	△159	21,461	355	△5	349	61	21,873

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く)
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く)
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にわたる定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
- (5) 追加情報
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|---------------------------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,950百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 68百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 61百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 674百万円 |
| (3) 土地再評価法の適用
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を土地再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。 | |
| 再評価の方法
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年 法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。 | |
| 再評価を行った年月日
当該事業用土地の再評価直前の帳簿価額
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 平成11年12月31日
715百万円
732百万円 |
| なお、当該事業用土地の平成29年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を399百万円下回っております。 | |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	1,321百万円
② その他の営業取引高	22百万円
③ 営業取引以外の取引高	7百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	426,580株	2,796株	306,038株	123,338株

(注) 1. 自己株式の数の増加2,796株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

2. 自己株式の数の減少306,038株は、オプテックス・エフエ一株式会社との株式交換に伴う代用自己株式の交付による減少300,000株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少6,038株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

流動資産

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	8百万円
賞与引当金	4百万円
その他	0百万円
繰延税金資産合計	<u>13百万円</u>
繰延税金負債	
未収還付事業税	△11百万円
有価証券	△0百万円
繰延税金負債合計	<u>△12百万円</u>
繰延税金資産の純額	1百万円

固定資産

繰延税金資産

関係会社株式	42百万円
退職給付引当金	15百万円
長期未払金	117百万円
投資有価証券	28百万円
新株予約権	14百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	<u>231百万円</u>
評価性引当額	△77百万円
繰延税金資産合計	<u>153百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券	△155百万円
繰延税金負債合計	<u>△155百万円</u>
繰延税金負債の純額	△1百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な原因別の内訳

法定実効税率	30.69%
--------	--------

(調整)

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△32.31%
外国法人税等	2.63%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07%
過年度法人税等	1.00%
住民税等均等割	0.64%
その他	0.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>4.14%</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	オプテックス株式会社	100.0	兼任 1名	一般業務受託 及び 経営指導等	経営指導料	239	未収入金	31
					業務受託料	153		
					賃貸収入	120	—	—
					分割資産	13,222		
					分割負債	1,985		
子会社	オプテックス・エフエー株式会社	100.0	兼任 1名	一般業務受託 及び 経営指導等	経営指導料	57	未収入金	17
					業務受託料	94		
子会社	技研ト拉斯テム株式会社	100.0	—	資金の借入	借入金の返済	650	1年内返済予定 の長期借入金	650
					支払利息	5		

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 経営指導料及び業務受託料に関しては、持株会社である当社の運営費用及び業務内容を勘案し、決定しております。
3. 賃貸収入については市場価格等を勘案し、一般的な取引条件と同様の基準により算定しております。
4. 当社は平成29年1月1日付で当社を吸収分割会社として、当社が営むグループ経営管理事業を除く一切の事業を当社の100%子会社であるオプテックス新事業準備株式会社に承継させる吸収分割を行い、同日をもって持株会社体制に移行いたしました。

なお、持株会社体制への移行に伴い、平成29年1月1日付で当社は「オプテックスグループ株式会社」に、オプテックス新事業準備株式会社は「オプテックス株式会社」にそれぞれ商号を変更しております。当該吸収分割は、共通支配下の取引であり、上記の分割資産及び分割負債については、適正な帳簿価額により移転しております。

5. 資金の借入は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,256円32銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円66銭

8. 重要な後発事象に関する注記

1. 株式交換による連結子会社の完全子会社化

当社と当社の連結子会社であるシーシーエス株式会社（以下、「シーシーエス」といいます。）は、平成30年2月14日に開催された両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、シーシーエスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

(1) 本株式交換の目的

当社は、防犯用センサ関連事業と自動ドア用センサ関連事業に加え、ファクトリーオートメーション関連事業をグループの中核事業と位置付け、平成28年5月にシーシーエスを公開買付により連結子会社化いたしました。

当社グループでは、グループ全体の効率化を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、企業価値のさらなる向上のため、持株会社体制のもと経営資源の集中投下、機動的なグループ経営及び連携シナジーの極大化を目指しております。

本株式交換により、当社グループとして今後さらにファクトリーオートメーションにおける画像処理関連事業に注力するとともに、LEDに関する技術をグループ全体で活用し業績貢献していくに当たり、シーシーエス株主の皆様に引き続き当社グループの株主としてご支援いただくことで、企業価値のより一層の向上を図り、株主利益の最大化を目指してまいります。

(2) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結承認取締役会	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約締結	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約承認定時株主総会 (シーシーエス)	平成30年3月23日（金）（予定）
本株式交換の効力発生日	平成30年7月1日（日）（予定）

(3) 本株式交換の概要

① 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、シーシーエスを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換については、当社においては、会社法第796条第2項の規定に定める簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ないで、また、シーシーエスにおいては、平成30年3月23日開催予定の定時株主総会にて承認を受けた上で、平成30年7月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	シーシーエス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1.4
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.7
本株式交換により交付する株式数	普通株式：2,766,649株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

シーシーエスの普通株式1株に対して当社の普通株式1.4株を割当て交付いたします。ただし、当社が所有するシーシーエスの株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議・合意の上、変更する可能性があります。

2. 株式分割

上記割当比率及び当社が交付する普通株式数は、平成30年4月1日付をもって実施する株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

3. 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がシーシーエス株式（当社が保有するシーシーエス株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のシーシーエスの株主の皆様（当社を除きます。）に対し、その保有するシーシーエス株式に代わり、その保有するシーシーエス株式の数の合計に1.4を乗じた数の当社株式を交付します。なお、シーシーエスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するシーシーエスの取締役会決議により、シーシーエスが保有する自己株式及び基準時までにシーシーエスが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項の規定に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。

また、当社の交付する株式については、全て新たに発行する株式にて対応する予定です。なお、当社が交付する株式数は、シーシーエスの自己株式の消却等により、今後修正される可能性があります。

③ 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社及びシーシーエスは、本株式交換に用いられる上記②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は山田ビジネスコンサルティング株式会社を、シーシーエスは監査法人グラヴィタスを、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。また、当社は西村あさひ法律事務所を、シーシーエスは弁護士法人淀屋橋・山上合同をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成30年2月14日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

④ 本株式交換の当事会社の概要（平成29年12月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	オプテックスグループ株式会社	シーシーエス株式会社
(2) 所在地	滋賀県大津市雄琴五丁目8番12号 (登記上の本店所在地: 滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号)	京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 小林 徹 代表取締役社長兼COO 小國 勇	代表取締役社長 大西 浩之
(4) 事業内容	グループの経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務	・画像処理用LED照明装置及び制御装置の開発、製造、販売 ・顕微鏡光源用、植物育成用、医療用、美術館・博物館用、その他LED応用照明の開発、製造販売
(5) 資本金	2,798百万円	462百万円

(4) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

2. 株式分割

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げるにより、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

平成30年3月31日（土）を基準日（実質上、3月30日（金））として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	17,484,732株
② 今回の株式分割により増加する株式数	17,484,732株
③ 株式分割後の発行済株式総数	34,969,464株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	100,000,000株

(4) 分割日程

基準日公告日	平成30年3月15日（予定）
基準日	平成30年3月31日（予定）
効力発生日	平成30年4月1日（予定）

(5) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

① 1株当たり純資産額	628円16銭
② 1株当たり当期純利益	16円83銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

オプテックスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尾 伸 伸 之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴 木 朋 之	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オプテックスグループ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オプテックスグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年2月14日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、シーシーエス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

オプテックスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 尾 伸 伸 之 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 朋 之 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オプテックスグループ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年2月14日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、シーシーエス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月21日

オプテックスグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 黒田由紀男 印
監査等委員 桑野幸徳 印
監査等委員 尾迫勉 印
監査等委員 見座宏 印

(注) 監査等委員 桑野幸徳、尾迫 勉及び見座 宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上